第6章 方法書の意見についての事業者の見解

第6章 方法書の意見についての事業者の見解

6.1 環境の保全の見地からの意見についての事業者の見解

「第4章 方法書についての環境の保全の見地からの意見の概要」に対する事業者の見解 は、表6.1-1に示すとおりである。

表6.1-1 方法書についての環境の保全の見地からの意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
その他	エスタ(元そごう跡地)を解体後の建て替えで、北5西1・西2地区の新しいビルの商業施設もエスタという名称変更になるれとも、商業施設の名前も名称変更にな新しいビルの商業施設の名称は「札幌〇〇〇〇いビルの商業施設の名称は「札幌エスタ)」ですか。それとも、ビルの名前は未定ですか。 北5西1・西2地区の商業施設にあるビックカメラ、ユニクロ、ジーユー、ゲーストランフロ、近くの食品街も入る予定ですか。	も現時点では未定です。

6.2 市長の意見についての事業者の見解

「第5章 方法書についての市長の意見」に対する事業者の見解は、表6.2-1(1)~(2)に示すとおりである。

表6.2-1(1) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見解
<u>%</u>	(1) 環境影響評価の着実な実施について本方法では影響評価の着実な実施について本方法で、適切に調査、予響評価項別及に調査を実施についるとと、予響評価で、環境影響によって、適切に、環境影響によいなとと、のでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないのでは、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、では、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで、ないで	(1) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、環境影響評価方法書において選定した環境影響評価項目について、適切に調査、予測及び評価を実施し、具体的な記載となるよう努めます。また、計画段階環境配慮書に対する札幌市長からの意見について、着実に実施するよう努めます。 (2) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、周辺地域における開発事業との累積的影響にも配慮し、可能な範囲において情報等の収集に努め、予測及び評価を実施します。 (3) 環境影響評価を行う過程において、環境影響評価の手法の選定について変更の必要が生じた場合、見直しを行うなど適切に対応するとともに、見直しの経緯を記載するよう努めます。
各論	(1) 大気質及び温室効果ガスについて本事業では、地域冷暖房施設としてボイラーの他にコージェネレーションシステムを設置することにより、事業区域以外の周辺地域へ熱供給を行い、地域全体における大気質への負荷が低減されるとしているが、大気質への負荷及びエネルギー負荷の削減効果をうたう場合は、周辺地域でのエネルギー利用の見込みも示したうえで、具体的に明示すること。 (2) 景観について景観への影響の調査、予測及び評価に当	(1) 本事業では地域冷暖房施設を設置し、地域全体としての大気質への負荷の低減を計画しています。 大気質への負荷及びエネルギー負荷の削減効果、並びに周辺地域でのエネルギー利用の見込みについては、現時点で可能な範囲で明示するよう努めます。 (2) 景観への影響の調査、予測及び評価に当たっては、フォトモンタージュ作成において、先行す
	京観への影響の調査、P例及の計画に当たっては、フォトモンタージュ作成において、先行する北4西3地区での再開発事業等も併せて再現した結果を示すこと。また、調査地点の選定に当たっては、人の多く集まる場所という観点からも行うこと。	る北4西3地区での再開発事業等も併せて再現した結果を示してまいります。 また、調査地点の選定にあたっては人の多く 集まる場所という観点も踏まえ選定しています。

表6.2-1(2) 市長の意見に対する事業者の見解

分類	意見内容	見 解
各論	(3) 生態系について 事業による生態系への影響の調査、予測 及び評価に当たっては、例えば、対象事業 実施区域内にこれまで生息していなかっ た生物種等の工事実施による非意図的侵 入など、都市空間における生物相の変化な ども考慮に入れること。また、緑化が生態 系に与える影響を調査、予測及び評価する 際は、事業で実施する緑化の位置を具体的 に示すとともに、創成川や道庁赤レンガ庁 舎前庭等、周辺地域との生態系とのつなが りも考慮に入れること。	(3) 生態系の予測評価においては、「札幌市緑の保全と創出に関する条例」の「緑化の留意点と参考となる事例」に基づき、都市部・寒冷地での生育環境、近隣配慮を十分考慮しつつ、北海道、札幌という地域を特徴づける種や、市街地環境に適応する樹種、四季を通じて緑の魅力が楽しめる樹種なども考慮した樹木選定などを検討していくとともに、本事業における緑化の位置を示し、創成川や道庁赤レンガ庁舎前庭等周辺地域との生態系のつながりも考慮してまいります。
	(4) 廃棄物等について 循環型社会構築の取組として、建設時及 び事業活動中における廃棄物の削減のみ ならず、リサイクル製品の利用や省エネル ギー、高度リサイクルのための取組も可能 な範囲において示すとともに、それらを市 民にわかりやすく紹介する仕組みを検討 すること。	(4) 循環型社会構築の取組として、工事中の廃棄物の削減、リサイクルに努めてまいります。また、可能な範囲でリサイクル製品の使用などを検討するとともに、市民に分かりやすく紹介する仕組み、例えばパネル掲示による取り組みの解説・見える化などについても検討していきたいと考えております。
	(5) その他 ア 対象事業実施区域内における施設配置計画等に回いて本事業の目的は、「札幌駅で流拠点北ち西1・西2地区再開発基本構想」ないまなりでなりで、当時でなりで、当時では、一方のでは、「一方のでは、「では、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、「一方のでは、	(5) 環境影響評価準備書の作成にあたっては、「札幌駅交流拠点北5西1・西2地区再開発基本構想」の基本方針を踏まえた「街並みの形成」に沿う施設配置計画や駐車場計画等について、可能な範囲で具体的に示してまいります。また、隔地駐車場については具体的な位置を想定したうえで、駐車場に向かう想定ルートやアクセス情報も踏まえて示してまいります。